

事業評価書（事前）

事務事業名		福祉用具・住宅改修活用広域支援事業
事務事業の概要	(1)目的	<p>要介護者等に対し、介護実習・普及センター等を活用して、広域的に福祉用具・住宅改修に関する情報提供・活用促進等を行うことにより、利用者への相談援助体制の確立を図る。</p> <p>介護実習・普及センター</p> <p>老人介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに「高齢社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する事業を実施する他、介護機器の展示等によりその普及を図ることを目的として、都道府県、指定都市に設置されている。</p>
	(2)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具・住宅改修関係専門家の登録及び相談援助での活用 福祉用具・住宅改修に関する専門的な研修を修了した者等を登録し、市町村では対応できないような高度で複雑な内容の出張相談等を行う。 ・広域的な事業者協議会の開催 各施設で福祉用具販売・貸与店及び工務店等による都道府県を範囲とした事業者協議会を開催し、事業の推進の側面的支援を行う。 ・複雑な内容の事例等に対応した福祉用具のフィッティング、購入取り次ぎ、申込みができる場の提供 福祉用具販売・貸与店の協力により、複雑な内容の事例等に対応した福祉用具のフィッティング、購入取り次ぎ、申し込みができる場を提供する。 ・複雑な相談に対応する自助具工房の設置 自助具工房を設置し、自助具の作成、福祉用具の修理等を行い、市町村では対応できない困難なフィッティング等の場を提供する。 ・メーカー等に福祉用具改善ための利用情報をフィードバックできる体制の整備 寄せられた相談等から、福祉用具改善のための情報を収集し、メーカー等にフィードバックを行う。
	(3)達成目標	<p style="text-align: right;">〔予算額（案）〕 58百万円</p> <p>平成14年度に47都道府県において、広域的な観点から福祉用具・住宅改修に関する複雑な事例への対応や在宅介護支援センターへの助言等を行うことができる体制を確保する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性〕</p> <p>平成13年2月の福祉用具貸与に関する介護保険の給付額は全国で35億円であり、在宅サービス全体の給付額1023億円に比べ少ない状況にある。また住宅改修についても18億円と同様に少ない状況にあり、利用者にとってより利用しやすい制度としての、情報提供、相談援助等を広域的な観点から積極的に行い、効果的な活用を支援していく必要がある。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>介護保険制度が開始されてからまだ日が浅い現在において、福祉用具・住宅改修については、いまだに理解が進んでおらず、その活用を促進するため、制度を所管する国としても民間に任せるだけではなく、当該事業を実施し理解を図る必要がある。</p> <p>〔緊急性の有無〕</p> <p>平成12年4月から介護保険制度が既に開始されおり、利用者福祉用具・住宅改修の適切な活用を早急に行ってもらふ必要がある。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまでに達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>福祉用具・住宅改修の活用は、即、要介護者等の自立及び介護者の負担軽減</p>

	<p>減につながり、当事業は介護の軽減に相当な効果が現れると予想される。</p> <p>また、当事業の実施により、市町村レベルで行われる福祉用具・住宅改修地域利用促進事業（平成14年度新規事業）では対応できないような、高度で複雑な内容の相談等に対応することができる。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>介護実習・普及センターでは、福祉用具・住宅改修に関する難しい事例の相談援助や、利用者の身近にある在宅介護支援センター等に対する助言等を行うとともに、第一線機関である在宅介護支援センターでは、地域の利用者に即した相談援助等を行うことにより、役割分担を行い、事業の効率化を図る。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>〔制度の適正な利用の確保〕</p> <p>利用者の身体状況に適合しない福祉用具貸与や住宅改修など、利用者の知識不足等から適正な利用が阻害される事例があり、当事業の実施により、適正な利用が促進される。</p>
関連事務事業	福祉用具・住宅改修地域利用促進事業 (平成14年度新規事業)
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課)老健局振興課